



調停のススメ

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■皆さんは「調停」という言葉を耳にしたことはありますか？裁判（訴訟）と同じく、裁判所で行われる手続きではありませんが、それぞれ別の手続きになります。

■まずは、裁判と調停の違いを簡単に整理してみましょう。裁判とは、事実の有無を証拠によって確定させた上で、裁判所が、判決という形で強制的に問題を解決する方法をいいます。白か黒かをハッキリさせたいというケースでは、裁判による解決が相応しいといえます。

■これに対して調停は、あくまでも当事者同士の話し合いによる解決を目指す手続きになります。当事者だけでは話し合うことが難しいものの、裁判所の手助け（仲裁）があれば、話がうまくまとまる可能性がある場合には、調停を利用してよいかもしれません。

■調停にはいくつかのメリットがあります。ひとつは、あくまでも話し合いの場であるため、必ずしも弁護士に依頼しなくても進めやすいという点です。すなわち、弁護士費用をかけなくてすむので、トラブル解決までのコストを安く抑えることができます。また、裁判と比較すると穏便な手続きですので、身内同士や近所同士でトラブルとなった場合などには、訴訟よりも利用しやすい制度といえるでしょう。

■いざというときは、調停という手続きをひとつの選択肢にされてみてはいかがでしょうか。さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅等への出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-3383-8366)まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(☎050-3383-5563)でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

9月21日(土)～30日(月) 秋の全国交通安全運動の実施 ～身につける 夜道のお守り 反射材～

◎秋の全国交通安全運動期間 9月21日(土)～30日(月)の10日間
(9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」)

◎重点運動

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶 ・スピードダウン

◎交通事故防止のポイント

- ・夕方から夜間にかけて、歩行者や自転車の見落としや発見遅れによる交通事故を防ぐために、対向車や前車がない時は、ライトをハイビームに切り替えましょう。特に、右から横断してくる歩行者に注意をしましょう。
- ・運転する前に、同乗者全員がシートベルトやチャイルドシートを正しく着用しているか確認しましょう。
- ・横断前に左右をよく確認しましょう。さらに、道路中央で左をまた確認しましょう。
- ・夜間外出する時は、明るい服装や反射材を身に付けましょう。
- ・飲酒運転は悪質な犯罪です。「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底しましょう。

知っていますか？北海道自転車条例！

自転車に乗るときは、子どもはもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射材をつけるようにしましょう。また、自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110